

一般質問発言通告書

平成18年11月20日
午 時 分受理

平成18年11月20日

小川町議会議長 様

小川町議会議員 柳田多恵子 印

小川町議会会議規則第60条により次のとおり通告します。

質 問 の 要 旨	答弁を求める者
<p>質問事項1 放課後子どもプランについて 質問の要旨</p> <p>小川町では次世代育成支援事業にもとづき、この10月に八和田学童クラブを開設。すべての小学校区に学童保育施設が整いました。残された課題として、マンモス化解消のため小川小学校区、みどりが丘小学校区に第2学童の増設・新設が求められているのは周知の事実です。今後の増設、新設の場所として学校の余裕教室、余裕スペースを積極的に活用することは必要と考え、議会でも取り上げてきました。</p> <p>国は、来年度から市町村に対して、全小学校区において、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」（学童保育）を一体的、あるいは連携して実施する総合的な放課後対策事業（放課後子どもプラン）を策定することを求めています。</p> <p>「学童保育」は働く親を持つ子どもの「生活の場」であり、誰でもが利用できる「遊びの場」である「放課後子ども教室推進事業」とは異なる目的・役割を持っています。私自身、働く親の1人として学童保育に子どもを通わせ、また仕事をやめ学校から帰ってくる子どもを迎えた経験があり、どちらも必要な事業であることには同意するものです。</p> <p>しかし、協力・連携することは可能ですが、この二つの事業を一体化、一本化することは事業の目的・役割が異なり出来ないと考えます。小川町のご見解を伺います。</p>	<p>町長並びに担当課長</p>
<p>質問事項2 子どもたちの健やかな成長を願って 質問の要旨</p>	<p>教育長並びに担当課長</p>

子どもたちのいじめ自殺のニュースが続いています。本当に胸が痛みます。いじめによる自殺など、教育の場で絶対にあってはならないことです。しかし特定地域に限らず全国に広がっている問題であり、小川町とて例外ではありません。教育委員会をはじめ教育関係者、保護者のみなさんと議論が重ねられていることと思います。

一連の事件が起きた背景、また小川町ではこのようなことがおこらないよう考えられる対策について伺います。

質問事項3

高齢者の負担軽減について町ができることは

政府の行なった公的年金控除の縮小、高齢者非課税限度額の廃止や老年者控除の廃止などが要因で、住民税の大幅な増税、連動して介護保険料の負担増など高齢者の生活が大変な現状があります。

障害者控除（普通障害・特別障害）が障害手帳を持っていなくても、介護保険要介護認定を受けている65歳以上の高齢者に適用できるとして多くの自治体が障害者控除対象者認定証を発行しています。小川町でも実施できるのではないかという旨の質問を9月議会で行ないました。

所得税との関係もあり、管内の税務担当者会議で話をしていくとの税務課長の答弁でしたが、その後調査したところ、すでに鳩山町では東松山税務署と調整し、2003年（平成15年）1月に町長決済がおり実施しているということです。調査漏れはあると思いますが埼玉県内では、鳩山町以外にも八潮市、飯能市、久喜市、桶川市、越谷市、上尾市、新座市、三郷市、松伏町、草加市、深谷市、所沢市、入間市、狭山市、さいたま市など多数の自治体の実施しています。これらの自治体が法を遵守していないわけがなく実施しているということは、国税局も認めていることです。

このことから、税務課の判断ということではなく、介護保険を担当している町の健康福祉課で検討するべきことではないでしょうか。資料については9月議会でもお渡ししてあります。

飯能市在住のNさんの例では、障害者控除の認定を申請し、税務署に更正の請求を行なったところ、所得税・住民税が5万円程度返還されることになったなどの話も聞きました。

町長

現行法の中で少しでも住民の負担を和らげるために出来ることだと思いますが、笠原町長のご見解を伺います。

町長並びに担当課長

質問事項4

介護保険制度改正にともなう問題点について

介護保険「改正」については多くの問題を含んでいます。今回は福祉用具の貸与について質問いたします。

介護報酬の改定で要介護1以下の高齢者について、介護保険からの介護ベッドや車椅子など福祉用具の貸与を「厚生労働大臣が定める者」をのぞき、原則として禁止しました。

小川町で要介護1以下の方でケアプランに基づき介護ベッドを利用していた方は何人おられそのうち適用外になった方は何人ですか。また全額自費で利用されている方は何人でしょうか。

町長並びに担当課長

質問事項5

自立支援法について

4月から原則1割の応益負担が導入され10月から自立支援法が本格施行されました。

市町村の事務事業である障害者程度区分認定とこれにもとづく支給決定、地域生活支援事業など自治体の責務となります。当事者の声を反映することが何より大切なことです。その当事者の方たちから伺った課題をもとに質問させていただきます。

障害者サービスを利用する上で1割の応益負担については導入前から障害者、障害者世帯の生活を大きく圧迫するものとして懸念されてきました。厚生労働省で6月下旬に自治体アンケートを調査しましたが、埼玉県での調査結果はどうだったのか。また、6月県議会で「負担軽減措置を検討する」との答弁がありましたが、具体的な軽減策が町に提示されているのか伺います。

居宅介護サービス、施設通所サービス、施設入所サービスについて支援費制度の時と比べ大幅な利用者負担増があると思いますが、所得階層別にどう変わったのか伺います。このことで障害者の生活が大きく圧迫されているとの認識はされませんか。

障害程度区分の認定について「知的および精神障害者の障害程度区分」が適正に判定されず低くなるのではないかと

との不安の声があります。どのように受け止めているのか伺います。	